

鎌ヶ谷市いじめ防止基本方針

鎌 ヶ 谷 市
鎌ヶ谷市教育委員会

(平成29年8月策定)
(最終改定令和7年8月)

鎌ケ谷市いじめ防止基本方針（目次）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

第2章 いじめの防止等のために鎌ケ谷市が実施する施策・・・・・・・・ 1～2

- 1 「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針」の策定
- 2 いじめの未然防止・早期発見のための取組みの推進
 - (1) 教育委員会の取組み
 - (2) 関係機関との連携の推進
 - (3) 情報モラル教育の推進
 - (4) いじめの早期発見のための取組み
- 3 相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実
 - (1) 鎌ケ谷市いじめ問題対策連絡協議会
 - (2) 調査委員会（第三者委員会）

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すること・・・・・・・・・・ 2～4

- 1 学校いじめ防止の基本理念
- 2 学校いじめ防止基本方針
- 3 学校の組織
- 4 学校における取組み
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する早期対応
 - (4) 学校間及び地域との連携・協働

第4章 保護者・市民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

- 1 保護者の役割
 - (1) いじめを受けた際の対応
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) 情報モラルに関する家庭の役割
- 2 市民の役割

第5章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6

- 1 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態の意味
 - (2) 重大事態発生時の報告
 - (3) 重大事態の発生と調査
- 2 調査結果の提供及び報告・公表
 - (1) いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任
 - (2) 調査結果の報告
 - (3) 調査結果の公表
- 3 市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

*資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～16

- 1 『いじめ防止対策推進法』より抜粋
- 2 『千葉県いじめ防止対策推進条例』より抜粋
- 3 ≪いじめの防止等の対策組織・重大事態発生時の調査組織≫
- 4 いじめ重大事態発生 報告書書式
- 5 「鎌ケ谷市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表基準について」

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。（※資料1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第2条参照）

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、絶対に許されない行為である。全ての児童生徒（以下「児童等」という）はかけがえのない存在であり、社会の宝である。いじめは、それを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な問題を与える行為である。

鎌ケ谷市（以下「市」という）は、いじめゼロを目指して、この「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針」のもと、いじめの防止等に努めるものである。いじめの防止等に向き合うためには、「いじめは、全ての児童等にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立つ必要がある。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめは起こりうるものであるという前提に立ち、行われなければならない。

あわせて、全ての児童等が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に取り組むことができるよう、市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

第2章 いじめの防止等のために鎌ケ谷市が実施する施策

1 「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針」の策定

市は、法に基づき、教育委員会と協議のうえ、この「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応が実効的に行われるようにする。また、必要があると認めるときは、改善のための見直しを実施する。

2 いじめの未然防止・早期発見のための取組みの推進

（1）教育委員会の取組み

ア 教職員の資質向上

教育委員会は、教職員が小中学校において児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土が醸成される教育を行うよう、教職員の資質向上に努める。

イ 講演会及び研修会の企画・運営

教育委員会は、専門家を講師とする、いじめの防止対策に関する各種講演会、

各校の生徒指導担当職員を対象とする各種研修会を企画・運営する。それにより、小中学校で専門的な知見が得られ、また、いじめ防止対策推進等の施策が反映できるようにする。

(2) 関係機関等との連携の推進

教育委員会は、鎌ケ谷市内小中高等学校生徒指導連絡協議会等を活用して、小中学校、青少年センター、東葛飾地区少年センター、市内高等学校、鎌ケ谷警察署等関係機関との連携を深める。

(3) 情報モラル教育の推進

教育委員会は、児童等の発達段階に応じたネットトラブルに関する注意喚起やSNSを使う際のマナー等、情報モラル教育を推進する。また、情報モラルについての研修を開催し、学校や保護者、地域の方への啓発活動を行うとともに、連携の充実を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組み

いじめを受けた児童等がその心の傷を広げることのないように、早期発見に努めるため、教育委員会は学校に対して「いじめ総点検調査」を実施してその結果を分析し、助言・指導にあたる。

3 相談・情報収集及び関係機関等との連携体制の充実

(1) 鎌ケ谷市いじめ問題対策連絡協議会 *資料3

市は、学校、教育委員会、PTA連絡協議会、児童相談所、こども総合相談室、鎌ケ谷警察署等で構成される、「鎌ケ谷市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止対策等を協議する。

(2) 調査委員会（第三者委員会）

教育委員会は、いじめ重大事態が発生した際に調査を行わせるため、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、その他の関係者により構成される調査委員会を設置する。教育委員会は、事案に応じて委員の参加を要請し、いじめ重大事態の調査を行わせる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すること

1 学校いじめ防止の基本理念

この基本方針を受け、学校は、いじめの防止等のため、法第13条に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、必要に応じて見直しを行うとともに、法第22条に基づき設置した学校いじめ防止対策委員会と連携し、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

校長の強力なリーダーシップの下、教職員、保護者、家庭、地域社会、教育委員会と連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

2 学校いじめ防止基本方針

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を、学校ホームページで公表する。

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止等のための取組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童等指導体制の確立、校内研修の充実など、いじめの防止等全体に関わる内容等を盛り込む。

3 学校の組織

学校は、組織的にいじめの防止対策に取り組む中核の役割を担う学校いじめ防止対策委員会を充実させるため、必要に応じて教育委員会に専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

4 学校における取組み

学校は、法、千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第31号。以下「県条例」という。）及び市の基本方針第2章の施策を受け、以下のような取組みを行う。

(1) いじめの未然防止

ア いじめについての共通理解と研修

(ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

(イ) 生徒指導提要に示されている「生徒指導の実践上の視点」(※)を重視したわかる授業の展開に努め、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを目指す。

・障がいや個々の特性（発達障がい等を含む。）について、適切に理解した上で、児童等に対する指導にあたる。

※	①自己存在感の感受	②共感的な人間関係の育成
	③自己決定の場の提供	④安全・安心な風土の醸成

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童等の社会性を育むことを通して、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。

ウ 情報端末によるいじめの防止

携帯電話等による、SNSを利用したいじめについては、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもこれらの防止について、しっかりと理解と責任を求めていく。

エ 児童等が中心となるいじめ防止活動の推進

児童会や生徒会、あるいはそれに代わる児童等の組織をもとに、児童等が主体となるいじめの防止の取組みが推進されるように努める。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のための措置

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いの延長あるいはそれを装い行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、

積極的に認知しようとする姿勢が必要である。

このため、学校は「いじめ総点検調査」と実態に即したアンケート調査や教育相談を随時実施し、いじめの実態把握に取り組む。そのために、児童等が気兼ねなく情報や意見を投函できる「相談箱」等の設置など、いじめに関する相談が容易にできる体制を整備し、児童等及び保護者に周知しなければならない。

イ インターネット上のいじめやトラブルについて

学校は、ネットパトロールを実施している青少年センターと連携し、インターネット上のいじめやトラブルの早期発見に努める。また、児童等が一人で悩みを抱え込まないように、インターネット上のいじめに関する相談窓口等についても周知をする。

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた教職員は、特定の教員で抱え込まず、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、同委員会を中心として組織的に対応をする。いじめを受けた児童等及びその児童等を助けようとした児童等を守ることを最優先にするとともに、いじめを行う児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、事情や心情を聞き取りながら、継続的な支援を行う。また、状況によっては、教育委員会へ報告し、必要に応じて教育心理や福祉の専門家等の協力を得て継続的な支援を行う。

なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、直ちに警察へ通報し、被害児童等を守らなければならない。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害児童等の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

(4) 学校間及び地域との連携・協働

中学校を中心に、それぞれの学区内の小中学校及び小学校間の連携を推進し、いじめの防止等生徒指導問題における課題や児童等の情報の共有を図る。また、地域の関係団体等に働きかけながら、いじめの防止等に適切に取り組んでいくため、地域との連携・協働を進める。

第4章 保護者・市民の役割

1 保護者の役割

(1) いじめを受けた際の対応

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを何よりも優先する。いじめの認知については、児童等が保護者に心配をかけたくないと考え、元気な様子を装い直接訴えに出ないこともある点に十分留意し観察をする。（※資料2 県条例第9条第1項参照）

(2) いじめの未然防止

保護者は、「いじめは絶対に許されない行為である」ことをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行う（※資料2 県条例第9条第2項参照）。さらに、保護者は市及び学校が講

ずるいじめの防止等の為の措置に協力するよう努める。（＊資料２ 県条例第９条第３項参照）

（３）情報モラルに関する家庭の役割

保護者は、インターネットでのネットトラブルやＳＮＳの使い方について、その保護する児童等に十分理解させなければならない。具体的にはフィルタリング設定、インターネットやＳＮＳでの不用意な書き込みで他人を傷つける行為の防止、利用時間や利用範囲について一定のルールを設ける等、その保護する児童等が予期をしていないトラブルを未然に防止できるよう努める。

２ 市民の役割

市民は、児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努める必要がある。（＊資料２ 県条例第１０条第１項参照）

いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校、その他の関係者に情報を提供するよう努める必要がある。（＊資料２ 県条例第１０条第２項参照）

第５章 重大事態への対処

１ 重大事態の発生と調査

（１）重大事態の意味

法第２８条の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」にある「いじめにより」とは、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目をして判断をする。

（例）

- 児童等が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害が生じた場合
- 金品等に重大な被害が生じた場合 など

法第２８条第１項第２号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安としている。ただし、児童等の状況等から総合的に判断し、日数だけでなく個々のケースから十分把握する必要がある。

（２）重大事態発生の報告 ＊資料４

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、まずはいじめを受けた児童等の被害を最小限に抑えるために最善を尽くさねばならない。あわせて、直ちに教育委員会に別添様式により、報告をする。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

（３）重大事態の発生と調査

ア 調査の主体について

学校から重大事態発生の報告を受けた場合、教育委員会が事案の調査主体とな

ることを原則とするが、事案に応じて調査主体を学校とするか、教育委員会とするかについて関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断する。

イ 調査を行うための組織について

調査は、そのいじめ事案の関係者と直接人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査委員会を設けて行う。

2 調査結果の提供及び報告・公表

(1) いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。これらの情報の提供にあたり、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、個人情報の取扱いに十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、調査委員会は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(3) 調査結果の公表

調査結果をまとめた調査報告書については、「特段の支障がなければ公表することが望ましい」と文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改定）に示されている。市では、「鎌ヶ谷市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表基準について」に基づき、調査報告書を公表することとする。（※資料5参照）

3 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定により、報告された調査の結果について、市長が別に定める組織に再度調査（以下「再調査」という）を行わせることができる。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、調査の結果を踏まえ、児童福祉や青少年健全育成の観点から、必要な措置を講ずる。

市長は、個々の事案に応じて個人情報等に十分配慮しながら、再調査の結果を議会に報告する。

資料 1

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）より抜粋

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

- 第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

資料2 千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）より抜粋

（保護者の役割）

第9条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

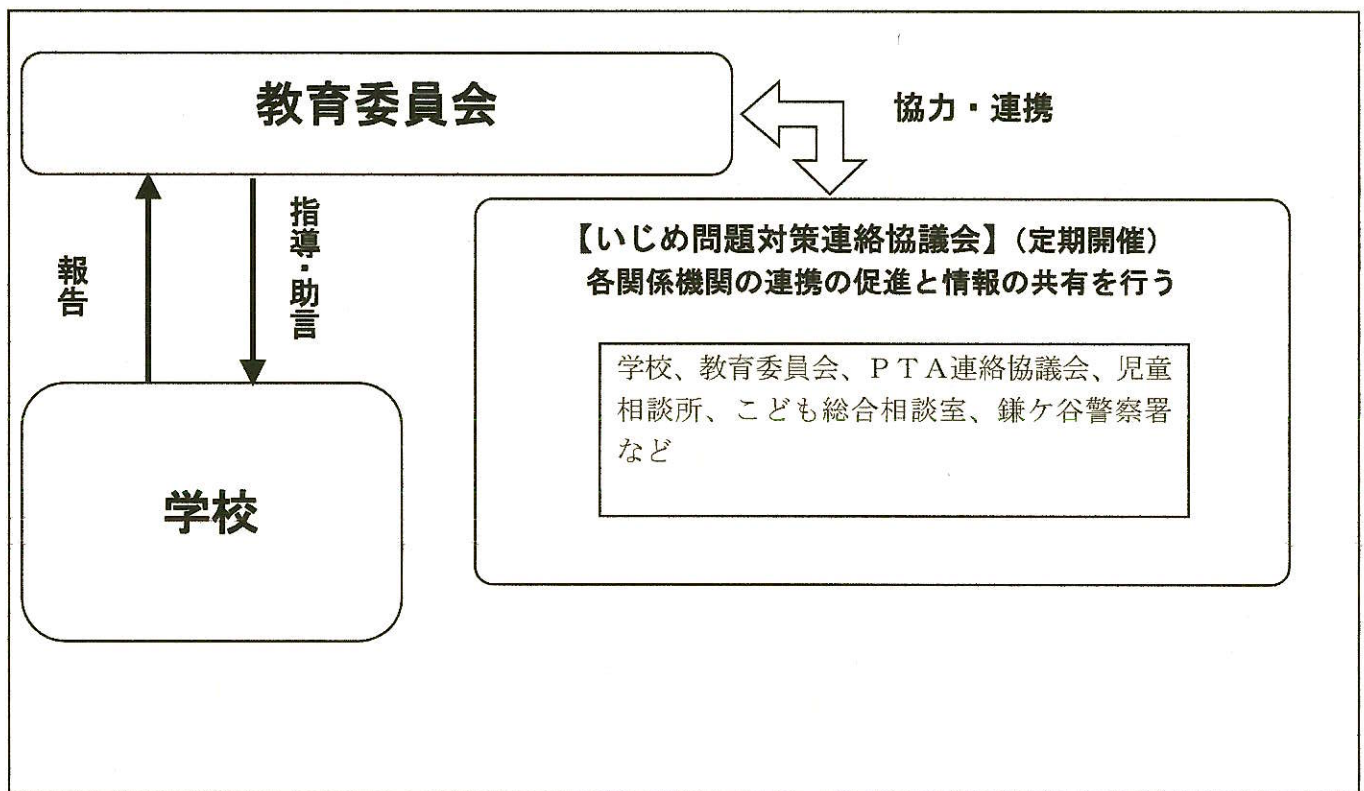
3 保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

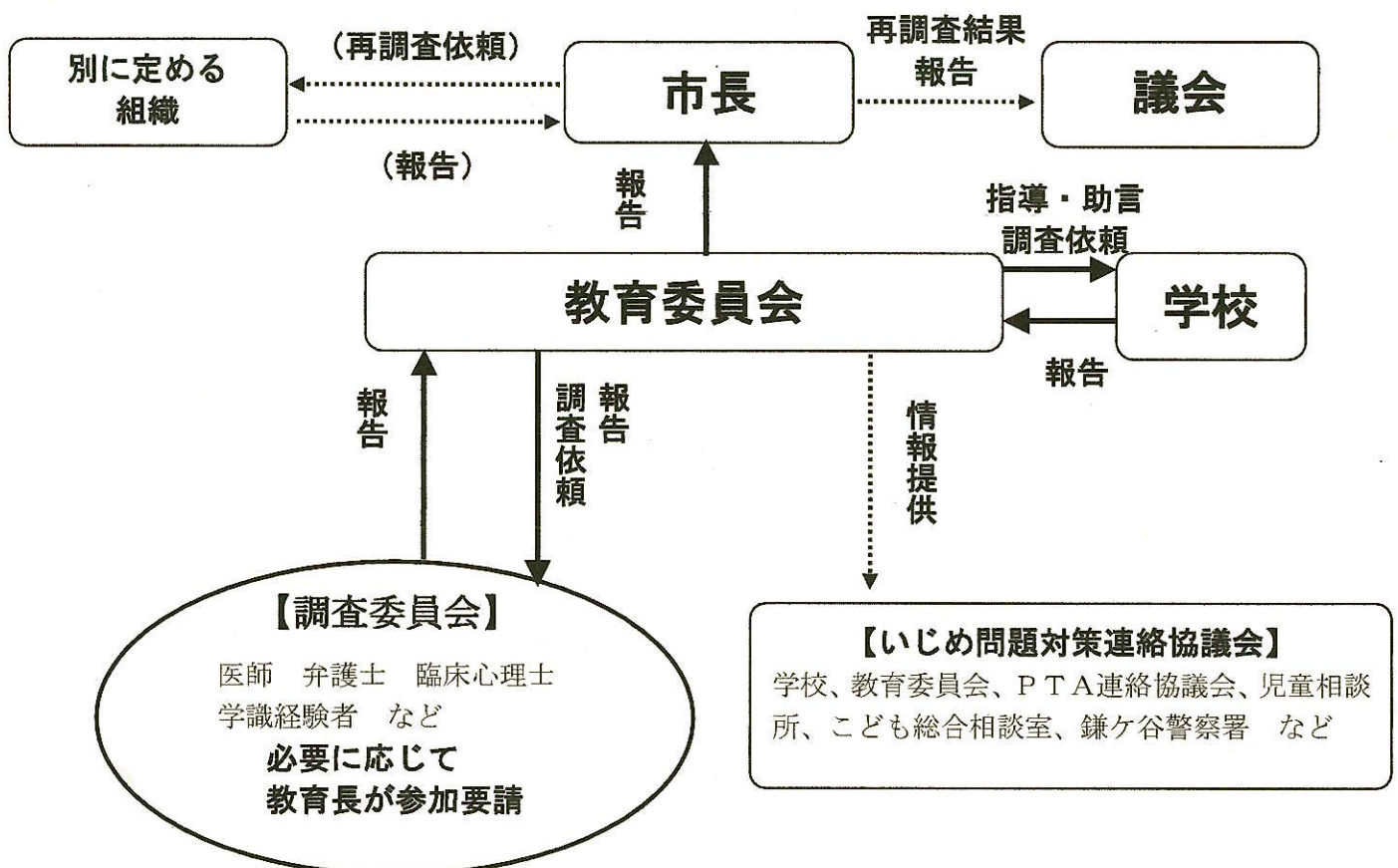
第10条 県民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

資料3 《いじめの防止等の対策組織》



《重大事態発生時の調査組織》



鎌ヶ谷市教育委員会
教育長 様

記号番号
年 月 日

〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

重大事態発生について（報告）

このことについて、いじめ防止対策推進法第30条に基づき、本校で発生した重大事態について下記のとおり報告いたします。

記

- 1 重大事態の概要
 - (1) 事由
 - (2) 当事者
 - (3) いじめの態様
- 2 重大事態の状況
 - (1) いじめ発見の経緯
 - (2) いじめの状況
 - (3) 学校の対応
- 3 今後の対応

資料5

鎌ケ谷市いじめ重大事態に関する調査報告書の公表基準について

令和7年8月6日

鎌 ケ 谷 市

1 公表基準の位置付け

いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合、同項および「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針（平成29年8月策定） 第5章 重大事態への対処」に基づき調査・報告を行います。調査においては、調査報告書を作成し、報告書の公表について、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」（令和6年8月改定。以下「文部科学省ガイドライン」という。）には、「学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。」と示されています。

この公表基準は、文部科学省ガイドラインを踏まえ、市における調査報告書の公表について、公表するかどうかの判断基準や公表方法などの基本的な事項を、あらかじめ定めておくものです。

2 基本姿勢

調査報告書の公表について、文部科学省ガイドラインでは次のとおり示しています。

- 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。
- 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。
- 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。

本市においては、このことを踏まえ、

- (1) 公表することにより社会全体でいじめ問題を考える契機となること。
- (2) 学校、家庭、地域が連携して、いじめの未然防止や早期発見の取組を促進し、風通しの良い教育環境を創りあげることができる。
- (3) 公表されることにより対象児童生徒（※1）を含む関係者の生活や学習に支障が生じたり、いじめを行った児童生徒の反省や対象児童生徒との関係修復が阻害されたりするようなことがないようにする。

等の観点から、公表する場合の公表内容、公表方法について本市の個人情報保護に関わる条例等を遵守し、調査報告書を公表することとします。

※1 対象児童生徒：「いじめにより重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがある児童生徒」をいう。（「文部科学省ガイドライン」に準拠）

3 公表に関する基準

(1) 公表対象

以下のすべての要件を満たす場合に、調査報告書を公表します。

①原則として、対象児童生徒および保護者のこれら全てが公表に同意していること。

なお、保護者が公表を望む場合であっても、対象児童生徒本人が公表を望まない意思を示しているとき、または明確な意向を示さないときは、調査報告書のうち再発防止策に関する部分（記載内容から具体的ないじめの事実関係や当事者の属性が推測できる部分を除きます。）のみを公表対象とします。

②公表によって対象児童生徒を含む関係者の生活や学習、いじめを行った児童生徒の反省や対象児童生徒との関係修復その他の学校の教育活動に対する重大な支障が生じるおそれがないと認められること。

③過去に対象児童生徒および保護者との間で調査報告書を公表しないことを確認したことがある事案ではないこと。

(2) 関係者への意向確認等

ア 対象児童生徒および保護者への意向確認

対象児童生徒および保護者に対しては、本公表基準に基づいて、調査報告書を公表することの目的と影響、市の公表に関する考え方を説明し、公表の有無や公表内容、公表方法についての意向を確認します。その際には、保護者だけでなく、必ず対象児童生徒本人にも説明を行い、本人の意向も確認します。

また、公表する資料を作成した後、改めて公表内容を確認します。

なお、保護者からは公表の意向が示されていても、対象児童生徒本人が公表を望まない意思を示しているとき、または明確な意向を示さないときは、調査報告書のうち再発防止策に関する部分（記載内容から具体的ないじめの事実関係や当事者の属性が推測できる部分を除きます。）のみを公表対象とします。

イ 関係児童生徒（※2）および保護者への説明等

関係児童生徒および保護者に対しては、調査報告書の公表自体についての同意を得ることは確認しませんが、調査報告書を公表することの目的や、公表内容、公表方法を事前に丁寧に説明し、できる限り理解を得るよう努めるものとします。

なお、後述する「関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報」については、公表してよいかどうか関係児童生徒および保護者の意向を確認し、了解が得られない場合には公表しません。

※2 関係児童生徒：「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」をいう。（「文部科学省ガイドライン」に準拠）

(3) 公表内容

具体的な公表内容については、事案の内容や対象児童生徒および保護者の意向も踏まえ、個人情報保護法および鎌ヶ谷市情報公開条例の規定に照らして判断し、対象児童生徒および保護者による公表資料案の確認を経た上で確定します。

(4) 公表方法

公表資料については、調査報告書の一部を黒塗りした版（黒塗り版）又は調査報告書の公表版（概要版）のどちらの方法によるかを対象児童生徒および保護者と協議した上で作成し、市ホームページに掲載します。なお、対象児童生徒および保護者から調査報告書に対する所見書が提出されている場合、その旨を公表資料に記載します。

(5) 公表期間

公表期間については、原則として公表開始から3か月を経過する日までとします。
ただし、以下の場合には公表期間内であっても掲載を中止します。

- ①対象児童生徒および保護者からの要望があった場合
- ②公表された情報が濫用され、SNS等をはじめ、誹謗中傷や根拠のないうわさにより対象児童生徒及びその保護者、並びに、関係児童生徒及びその保護者の権利が侵害されるような行為が認められた場合

なお、公表期間終了後も、鎌ケ谷市情報公開条例に基づき、公開された調査報告書についても開示請求をすることができます。

(6) 公表範囲

以下の情報については、通常、個人情報保護法及び鎌ケ谷市情報公開条例の定める不開示情報に該当し公表できないものと考えられます。

- ①公表しない情報
関係者個人の特定につながる情報（学校名・学級名を含む）
※教職員名等から学校名が特定できる場合は、当該教職員名等も公表しません。
- ②対象児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報
いじめ被害の具体的な内容（いじめを受けた日時、悪口や暴力行為の具体的な内容など）に関する情報
対象児童生徒および保護者の発言や行動、心情に関する情報
家庭環境、病状・病歴、障害などの特に配慮を要する情報
- ③関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報
関係児童生徒および保護者の発言や行動、心情に関する情報
家庭環境、病状・病歴、障害などの特に配慮を要する情報

4 調査報告書の公表手順

調査報告書の公表は、以下の手順で行います。

(1) 調査開始時

重大事態の調査を開始する段階で、対象児童生徒および保護者、関係児童生徒および保護者の双方に公表基準を示し、市として公表についての考え方を説明します。

(2) 調査報告書作成後

ア 対象児童生徒および保護者への意向確認

(ア) 公表の有無、公表する場合は公表内容及び公表方法についての意向を確認します。

イ 公表の可否等の決定

(ア) 対象児童生徒および保護者の意向を踏まえ、市が、公表の可否、公表する場合は公表内容及び公表方法を決定します。決定した内容は、速やかに対象児童生徒および保護者に伝達します。

(イ) 公表を検討する内容に「関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報」が含まれる場合、該当部分の公表の可否については、関係児童生徒および保護者の意向確認後に判断します。

ウ 関係児童生徒および保護者への説明

(ア) 調査報告書を公表することの目的や、公表内容、公表方法を事前に丁寧に説明し、できる限り理解を得るよう努めます。

(イ) 公表を検討する内容に「関係児童生徒および保護者の了解がなければ公表しない情報」が含まれる場合は、該当部分の公表についての意向を確認します。

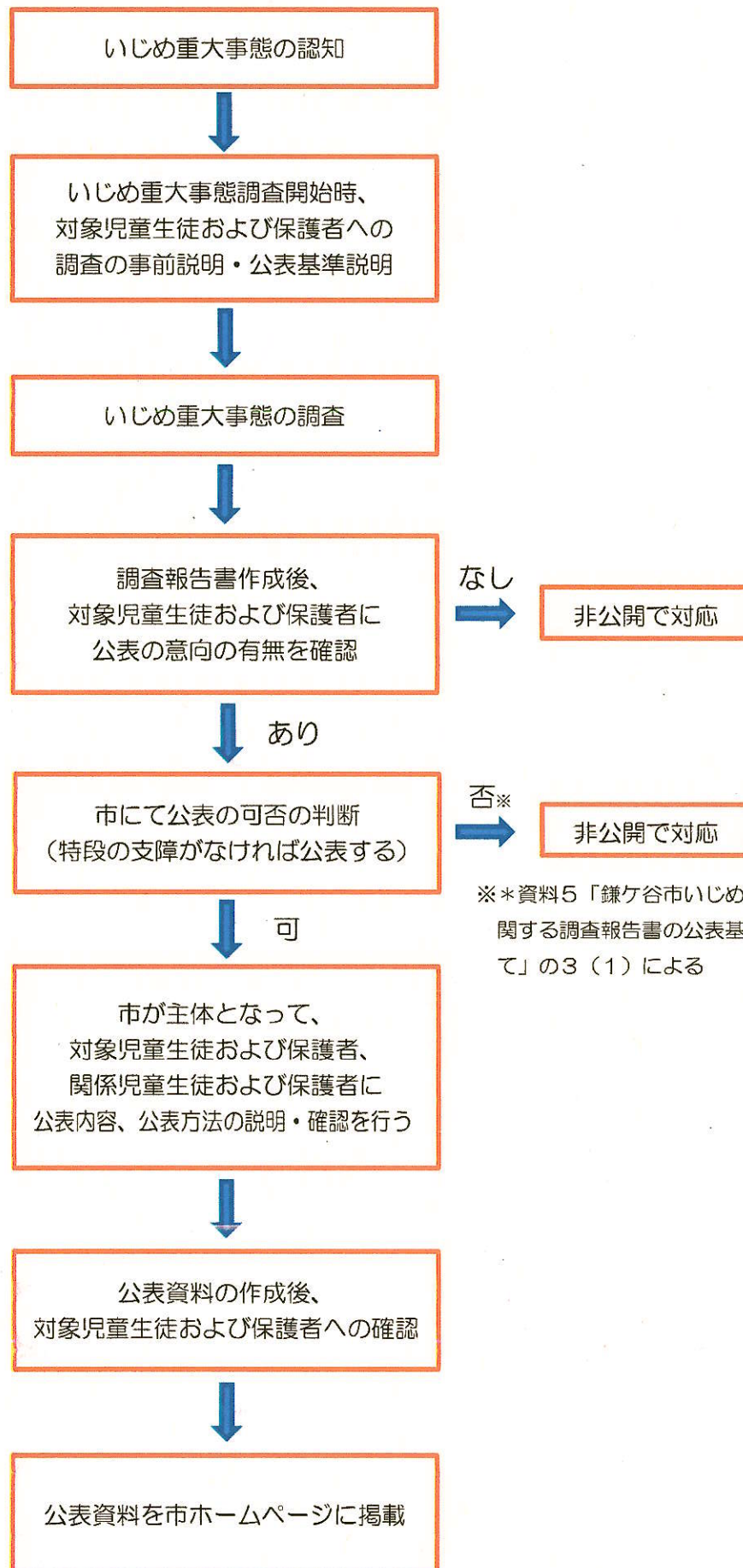
エ 公表資料の作成

(ア) 作成後、公表前に対象児童生徒および保護者に確認し、公表内容等に誤りがあった場合には必要に応じて修正します。

オ 公表の実施

(ア) 公表資料を市ホームページに掲載します。

調査報告書公表
に向けての
フローチャート



※※資料5「鎌ケ谷市いじめ重大事態に
関する調査報告書の公表基準につい
て」の3(1)による